

電報

通商公報掲載済  
大正  
運報  
本文

項  
24-10



五月廿二日

五月廿二日

イヌウエニチア

表ヤシタニ

経東事務委員會議置、同日附

指、要大、通知

日各人民委員會議ノ事務統一ヲ計リ且、

極東露領ト全露國

互強清國係ノ復興ヲ期セムガ為勞農

（ス）

国防會議、極東事務委員會議ヲ設ク

日右委員會議ハ委員長一名委員四名ヲ以

て之ヲ組織シ、並シテ勞農國防會議也

ヲ任命ス

日極東委員會議ハ極東關係ノ案件ニシテ

勞農國防會議人民委員會議及全露

執行委員會議、提議スルハ、之ヲ付決議

スルニ付、軍事及特別

問題ハ之ヲ除ク

日各人民委員會議ハ極東關係ノ一般規定

ハ  
ストウクホルム  
寄者看  
六月一日前  
五月廿一日

尚、外務大臣  
代理公使

大正三年六月九日 記録係 謹受

シラ重要文ノハ豫メ之ヲ杜束ニ  
會、通告スルキトス  
原立男部報

付

門類 16  
天 3  
號 3  
臣

電信課長



次官 志

7966 (晴)

リが發  
右者着

大正三年六月四日 後六、三五  
冬 前百、三二

主務課

件名

綴込名

亞細亞

歐米

通商

條約

情報

人事

會計

文書

平和條約

對支文化

要旨

通商 條約 情報 人事 會計 文書 平和條約 對支文化

ニツニ分ルモ右兩觀察、(一) 農政府、運  
命、(二) 限リアルモ何カ意外ノ多末事勃発セザル  
限リ同政府、容易ニ倒レザル事、(三) 農民  
ハ政府ノ主ナル敵ナルヲ以テ政府ハ現在ノ事ハ農  
民懷柔策ニ汲タル事、(四) 秋、莫斯科ニ開  
カルンキ全露博覽會モ又主トシテ農民懷柔  
總

ノ算ニ寄テタルトス (三) 政府ハ財政ニ苦ムヲ  
以テ高工業品ニ重税ヲ課シ之カ爲折中許可  
ヲ得テ開店セシ高店モ續々閉店スル、已テ得  
ハレニ至リタル事 (四) 政府ハマヨリ遣ハル自己ノ直  
參タル高品ヨリ倒サレルノ危險ヲ自ラ豫期スル  
事 (五) 政府ハ外ニ對シ表面威ヲ示スモ内心  
大ニ外トノ戰爭ヲ恐レ從テ外ニ對シ衝突ヲ自己ノ  
爲不利トシテ危險視スル事 (六) 露法現存ノ  
制度組織ノ下ニテハ普通ノ意味ノ對露貿易  
ハ不可能ナル事 (現ニ對露貿易ヲ有利ナリトシテ  
之ニ從テシタル外ニ對シ大部トシテ大損シテ  
中ニハ破産トシテ) 解トラス) 等ニ開シテ一致

大臣  
次官  
電信課長  
亞細亞  
歐米  
通商  
條約  
情報  
人事  
會計  
文書  
平和條約  
對支文化

電信課長



件名	綴込名
----	-----

7767  
暗りが夜  
本省着  
大正十二年六月四日  
午後六時三十分  
有二三七  
主歌道  
内田外務大臣 上田書記官

此、莫、ヨリシテ在外務省避難民中、右  
樂、觀者ハ、方農政府が事、實、露、玉、唯  
一、政、権、タ、ル、関、係、上、避、難、生、活、が、苦、痛、  
餘、り、露、玉、ニ、皈、り、同、政、府、ノ、下、ニ、働、ク、  
外、テ、レ、ト、ス、ル、モ、非、心、觀、者、ハ、之、ヲ、非、ト、シ、テ、若、シ  
飯、玉、ニ、テ、其、下、ニ、働、ク、ラ、ウ、情、合、ニ、折、角、倒、ル、  
可、キ、運、命、ヲ、有、ル、政、府、モ、直、ニ、倒、ル、コ、ト、ナ、  
更、ニ、或、程、度、迄、其、命、脈、ヲ、延、バ、ス、ニ、至、

スルモ独り樂觀者ハ、右意外ノ出来事、今後  
数年向勃発スルノ危険ナシトスルニ處シ悲觀者  
ハ之ガ危険近キニ在リトセリ。

ル可トセリ乍併北腹ハ替ハレザルヲ  
以テ其ツ後右避難民中ニ独リ郷土觀  
者ノミナラズ悲觀者近モ飯玉スルノ已ム事  
ニ至リタル趣ナガ最近ニ至リ彼ノ神至  
過敏ヲ以テ有名タル猶太人が安堵カヨリ  
當他ヲ經テ盛ニ米玉其他ハ移住スル者  
又右避難民中ニ之ヲ見テ右ニ意外  
ナル出来事ヲ勃發ノ奇兆ニハ非ヤトシテ  
飯玉ヲ思ヒ止ル者少ナカラザル椰子ナルモ一  
般ニハ今分ニテハ一寸意外ノ出来事勃發  
ハ極稀ナリト觀測セラル。

(終)

機密  
受第 4091 號  
12.6.7

外高秘第 六五八 號  
管歐齋 筆課

大正十二年六月二日

長崎縣知事 平塚廣義

内務大臣 水野鍊太郎 殿  
務大臣伯爵内田康哉 殿  
指定廳府縣長官 殿  
情報部 第二課 木下大久保各事務官 殿

山根告  
省咄

全露勞農國家保安部組織改定ニ関ス件  
本件關シ當市寓居中ニルセヨノフガ入手シタルモノ左記  
通(原書露語)ニ候條御参考迄及申(通)報候也  
記

全露勞農國家保安部組織改定

元三年秋ヨリ全露勞農委員會ハ勞農國家保安部  
及「ソ」ノ組織ヲ改定セリ  
國家保安部全機關ノ指導ハ諜報部「ドセルジンスキ」  
及「ラーデック」之ニ當ル  
彼等ノ幹部ハ下記者ヨリ成立ス即チ  
「ウシシフト」「ヘロボロド」「クセノフオント」「メレシヤコフ」  
委員會ノ組織改定ハ「ドセルジンスキ」ノ手ニヨリ行ハ下ノ  
各部ニ分割ス  
秘密宣傳部、通信部、外交部、庶務部、會計検査  
部、登録部、代辦部、運送部トス  
各部ハ下記者ヨリ支配サル  
「クセノフオント」「ファンチ」「ホフ」「メシチエリヤコフ」「マローツ」

尚都市部ニヤリテハ下記者之ヲ管理ス

- 「ドイツ」 「フオーミン」 「カツ」 及 「カリヤーキントス」
- 「ベルクマン」 「テイリ」 「カリニン」 「エイニン」 「パリトノフ」
- 「クールスキー」 「ラーチス」 「ゴリキー」 「ペトロフ」 「サクニヤンツ」
- 「ゲドロフ」 「フェリドマン」 「ウイゴドフ」 「ソボレフスキー」 「ペトリス」
- 「カリニン」

國境部ハ「スコフ」 鐵道部ハ「セリベストロフ」之ヲ支配ス  
外交部ハ八區域ニ分割セル即チ

- 一、獨乙 二、瑞典 三、佛蘭西 四、土耳其斯坦
  - 五、ブルガリヤ 六、亞米利加 七、芬蘭 八、支那（無疆）
- 尚ホ右八部ノ下ニ左ノ八区アリテ各區ニ駐在官ヲ派シ之ヲ特命全權ト稱ス
- 一、澳太利 二、エツクスロヴァキア

二、丁抹 瑞典

- 三、殖民地 白耳義 伊太利 英吉利 西班牙 和蘭 瑞西
- 四、印度 印度支那 波斯 及 殖民地
- 五、羅馬尼 希臘 塞耳比亞 及 土耳其
- 六、濠州
- 七、エストニア ラトビア リスニア 波蘭
- 八、日本

一、附言

日本ニ於ケル宣傳部ハ「アントノフ」ニヨリテ管理サレ其駐在地ハ横濱東京トス支那ニ於テハ「バゴージン」之ヲ管理シ根據地ハ東清鐵道沿線ナリトス

朝鮮ニ「コマロフスキー」アリ駐在地ハ京城 天津「ホキエフスクトス」◎（朝鮮國境附近）

尚最近「コマロフスキー」自己、姓ヲ変更セリ

全極東宣傳部長トシテハ「モスコー」政府ヨリ任命サレ

タルコフツフエナリトス

二上記姓、九十五「パーセント」ハ實際ノ姓ニ非ズシテ猶太人が

露路國式ニ改姓セルモノナリ

下記ノ者ハ所謂「勞農政府」ノ實權ヲ左右シ居ル人物ナリ

◎社會的援助期成委員會

- 一 國民執政官 エー、リーリナ、クニグギツセン 猶太女
- 二 全 本員長 パウーズネル 全
- 三 秘書官長 エー、ゲリフマン 全
- 四 秘書補佐官 ローザ、ガウフマン 全
- 五 恩給部長 レウイン 全
- 六 事務所長 カト、エフ、ローゼンタル 全

計 六名 全部 猶太人

◎勞働委員會

- 一 國民執政官 ウエー、シュミット 猶太人
- 二 全 補佐官 フツース(ゼンケーウ井ツケ) 全
- 三 社會建築委員長 ゴリドバルク 全
- 四 社會建築執政官 エム、ウエリトマン 全
- 五 全 補佐官 カウエマン 獨乙人
- 六 秘書官長 ラスキン 猶太人
- 七 執行委員會議員 クーシニエル 全
- 八 火藥部長 サールフ 全

計 八名 中ヨリ

露路國々ナシ 獨乙人一 猶太人七名

◎赤十字勞農政府代表



一 伯林駐在

ソベリソン(ラーデック)

彼ハ暴動勃発ニ参加シタル為

十八人ノ他ノ猶太人ト共ニ國外ニ追

放サレタリ 猶太人

ニ ウィンナ駐在

ベルマン

彼ハ逮捕サレ共産黨員トシテ十三

名ノ他ノ猶太人ト共ニ國外ニ放逐サ

レタリ逮捕ノ際彼ノ許ヨリ二百五十

萬「クロン」発見サレタリ 猶太人

三 「ワルソー」駐在

「アークロツマン」 全

四

「アリテル」 全

五

「ウエセローヴスキ」 全

「ウエセローヴスキ」ハ五人ノ他ノ猶太人ト共ニ

國外ニ放逐サレタリ

逮捕ノ際三百萬「ロブル」発見サレタリ

六 「ブカレスト」駐在

「ニエイセンパウーム」 猶太人

白耳義國民「ギルベルタ」名ニヨリ偽造旅

券ヲ以テ各地ヲ旅行セリ

七 「コペンハーゲン」駐在

「アーバウーム」 猶太人

八 「モスコ」赤十字中

「ウエニアミンモイセーエウ井ツチスウエルドロフ

中央員會代表

(「ヤーコフスウエルドロフ」弟)

計 八名 猶太人 八名

◎ 地方執政官

一 西比利亞執政官

「ハイテイス」 猶太人

二 スイスランスキー労働同盟代表

「ベルリンスキー」 全

三 カザン労働同盟代表

「シエンクマン」 全

四 ドネツキー鑛山労働同盟代表 (チエツクソロバキア人、為銃殺セラル) リヴエンソン 猶太人  
 五 ナルヴスキー労働同盟代表 ツーマン (Doman) ラトビア人  
 六 ヤロスラヴスキー 全 ザクヘイム 猶太人  
 七 ツアリーツィンスキー 全 エルマン 全  
 八 オレンブルグスキー 全 ヴィーリー 全  
 九 ペンゼンスキー 全 リベルゾン 全  
 十 タイリーチエスキー 全 アースルーツキー 全  
 十一 西部地方會計執政官 サモウエール 全  
 十二 ドネツカヤ共和国 全 イサツクラウーク 全  
 十三 キエフ會議員代表 ドレトリン 全  
 十四 全 補佐官 ギウベルゲル(チウモフ) 全  
 十五 ボツェルコーヴスカヤ國會代表 ルートガウズ 全

十六 全 補佐官 レムベルグ 全  
 十七 ドネツカヤ共和国民執政官 レイヘンシユテイン 全  
 十八 ドロスドーフスキー大佐支隊將校ニヨリ 殺害セラル シユムークレル 全

職業同盟局

十九 ラフエース 猶太人  
 二十 タヴィドソン 全  
 二十一 ギーツメルグ 全  
 二十二 ブリリアント 全  
 二十三 スミルノーフ(教授) 露國人  
 合計 二十三名中 露國人一、ラトヴィア人一、猶太人三、  
 (子)

門類  
項目  
號

電信課長

次官 **志**

8157 (略)

綴込名 露露政情

リカ 志 大正三年六月 ち後の、之五  
ち着看 前八一五

主款通

上田書記友  
大正三年六月廿一日 記録係 接照

内務外務大臣

亞細亞 歐米 通商 條約 情報 會計 文書 和平條約 對支文化

218

第五号  
「ボリシエウイキ」政府側ト關係ヲ有スル者ガ同志  
排獨太人派、ニ派アルカ「レイミン」健全ニテ内外  
ノ政務ヲ統ベタル時代ニ在リテハ、兩派ノ争奪カ  
「レモ」同人迄氣以來兩派、互目暗闘激甚ナリ  
此ノ分ニテハ「レイミン」死ナハ兩派、大喧嘩ヲ始  
メ之ガ原因トナリテ政府、瓦解スルニ至ルヤモ保  
難ニ獨太人派、今年ヲ執ル者ハ「トロツキ」

總 Y

ニシテ「カーノネフ」其他ノ獨太人ノ「醫同派」居シ  
又排獨太人派、統領ハ「ストーリー」ニシテ「フハリー」  
其他、露太人ノ同人ノ派ニ居ス「クレーン」ハ外國  
ニテハ「聲望」アルモ莫斯科ニテハ何等勢力モ無シ  
莫斯科郊外在ケル「同カレベ」全露農工博  
覽会ハ内外購着手段ニシテ其ノ主ナル目的ハ  
農民ノ人氣ヲ取ルニ在リ之ガ爲政府ハ博覽会  
見物ヲ名トシ船車宿泊料ヲ官費トシテ全カ  
ヨリ三十万人、農民代表者ヲ招待シ厚遇スル  
コトニ決シ目下歓迎準備中ナリト  
中電ハ往來才四号 英佛 独々「ワル」ハ「略送」

門類  
項目  
號

寫

ろ

普通公第二號

大正十二年六月十二日

大正十二年拾月廿五日記錄係發還

在里賀

公使館一等書記官上田仙太郎

外務大臣伯爵 内 田 康 哉 殿

勞農露國中央官衙及官憲ノ件

別紙勞農露國中央官衙及官憲ニ關スル報告

本信寫送付先

英、佛、獨、波蘭、

珍貴  
物品

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

勞農露國中央官衙及官憲ノ件 (露國情報) 政治ノ一

露西亞社會主義聯邦「ソウエート」共和國 (P. S. S. R.) 舊露西亞帝國領土 (芬蘭、エストニア、ラトヴィア、リスマニア) 及波蘭ヲ除キ一内ニ在ル社會主義「ソウエート」諸共和國ヲ聯結シ自ラ中堅トナリテ社會主義聯合共和國 (C. C. S. S. R.) ヲ組成スルニ至リタルヲ以テ苟モ舊露西亞帝國ノ現状ヲ明カニシテ其將來ヲトセント欲セハ須ラク先ツ現在露西亞社會主義聯邦「ソウエート」共和國 (P. S. S. R.) ノ中央官衙及官憲中其何レノ官衙及官憲カ事實上「ボリセウイキ」政府ノ主腦ナルヤヲ詳カニスルヲ要ス尤モ「レーニン」カ健康ヲ保持シテ自ラ政權ヲ執リテ内外政ヲ獨裁シタル時代ニ在リテハ之ヲ詳ニスルノ必要無カリシト雖同人カ不治ノ病ニ罹リ殘人トナリテ空位

外務省

(E 號用紙)

ヲ擁スルノ今日ニ於テハ大ニ之ヲ詳カニスルノ必要アリ何トナレハ  
「レエーニン」癡人トナリタル結果トシテ諸官憲ハ互ニ其勢力ヲ争  
ヒ茲ニ於テ政府部内ノ統一缺クルニ至リタレハナリ  
露西亞社會主義聯邦共和國 (P. o. c. p.) ノ中央官衙及官憲ヲ列擧ス  
レハ左ノ如シ

一、勞農及赤兵代表會議 (c. p. f. a. b.) (勞兵會)

(一) 總會 (國會) 議長カリーニン

(二) 全露中央施行委員會 (BUNK) 長 カリーニン

(三) 最高革命法院

二、労働及國防會議 (C.T.O.) 議長レエーニン

副議長ルイコフ

外務省

(E 號用紙)

三、最高國民經濟會議 (B. C. H. K.) 議長ボグダーノフ

四、國民委員會 (C. H. K.) (内閣) 長 レエーニン

次長ルイコフ

・ チユリツバ

・ カーメネフ

(一) 共和國革命軍事會議 (陸海軍首) 長 トロツキ

(P. E. B. O. H. C. O. H. E. T.)

次長スクリヤンスキ

長 デルジンスキ

次長ベロポロドフ

(三) 外務委員會 (外務省) (H. K. D. A.)

長チエリン

次長リトウイノフ

外務省

(已 號用紙)

- (四) 大藏委員會 (大藏省) (HAK)
- ・ カラハン
- 長 ソコリニコフ
- 次長 ウラジミール
- 長 クルスキー
- 次長 クルイ
- (六) 交通委員會 (交通省) (HAPKOMTTEB)
- 長 デルジンスキー
- 次長 セレブノヤコフ
- ・ フオミン
- (七) 文部委員會 (文部省) (HKN)
- 長 ルナチャルスキー
- 次長 ホドロウスキー
- ・ ボクロウスキー

外務省

(已 號用紙)

- (八) 衛生委員會 (衛生省) (HKS)
- 長 セマシコ
- 次長 ソロウイヨフ
- 長 クラシン
- 次長 フルムキン
- (九) 對外貿易委員會 (對外貿易省) (HKSIF)
- 長 フリュハートノフ
- 次長 スミルノフ
- 長 シユミツト
- 長 ヤコウレンコ
- 次長 オシンスキー
- (オボレンスキー)
- (三) 勞農監督委員會 (勞農監督省) (HAPKOMP ASKRNH)
- 長 チユルバ
- 次長 アワネソン

外務省

(已 號 用 紙)

- (一) 社會監護委員會 (社會監護省) 長 ミリユーチン  
(HAPKOMGSES)
- (二) 郵電委員會 (郵電省) 長 ドウゴレウスキ  
(HKMF)
- (三) 民族委員會 (民族省) 長 スターリン  
(HKH)
- (四) 國家保險廳 (ROGFLAX) 長 エフレイモフ
- (五) 中央統計廳 (YCY) 長 ボボフ  
次長 パシコウスキ

勞農赤兵代表會議 (C.P.R.N.P.) 印チ俗ニ所謂勞兵會ノ總會 (國會) ハ  
 毎年一回以上召集セラル、規定ニシテ千九百十八年マテハ年々數回  
 召集セラレ現ニ千九百十八年度ニ於テ四回召集セラレタルモ千九百  
 十九年以後ハ毎年十二月一回召集セラルルヲ常トス  
 全露中央施行委員會 (B.U.N.K.) ハ常置ノ最高府シテ同會ノ幹部ハ左

外 務 省

(已 號 用 紙)

ノ人物ヨリ成レリ

長 カリーニン

委員

一、正員 スターリン

カーメネフ

ルドスタク

ロゴフ

スマドウィツチ

チュルツバ

ベトロフスキー

クツゾフ

外 務 省

(已號用紙)

- ラコウスキー
- クルスキー
- ザルツキー
- ヤコウエンコ
- ウラジミールスキー
- ソスノウスキー
- スマルガ
- アワネソン
- センプリヤコフ
- サブローノフ
- スマルノフ

二、副員

外務省

(已號用紙)

オシンスキー (オボレンスキー)  
 ルトウイノフ  
 ルイコフ  
 アンドレフ  
 エヌキドゼ  
 トムスキー

最高革命法院ハ全露中央施行委員會 (BONK) ニ附屬シ各部ニ分レ院  
 長ヲ有セスシテ各部長ヲ有スルノミトス

労働國防委員會 (GEO) ハ全露中央施行委員會 (BONK) ニ次ク重要官  
 衙ニシテ同委員會ノ幹部ハ左ノ人物ヨリ成レリ

長 レエーニン

外務省



正員	ルーゼル
副員	アンドレフ
正員	ドガードフ
副員	ヤコウエンコ
正員	テオドロウイツチ
副員	ポポフ
正員	ポロズ
副員	ブリチ
正員	スコリニコフ
副員	ウラジミールロフ
正員	デルジンスキー

外務省

(E 號用紙)

次長	ルイコフ
委員	チュルツバ
	カーメネフ
正員	トロツキ
副員	スクリヤンスキ
正員	ヨルダンスキ
副員	ブリユハーノフ
正員	スミルノフ
副員	ボグダーノフ
正員	スミルガ

外務省

(E 號用紙)

(已號用紙)

副員 フオミン  
 正員 シユミツド  
 副員 フロブリヤンキン  
 正員 フルムキン

同委員會ニ附屬スル國家全計劃委員會 (ROGNAAH) ハ政治及經濟的諸計劃ヲ立案審議スル重要官衙ニシテ幹部ハ左ノ人物ヨリ成レリ

長 クルジジャノフスキー  
 次長 ビヤタコフ  
 オサドチ

最高國民經濟會議 (GOSPLAN) ハ經濟上ノ至高官府ナルモ其重要加減ハ勞働國防委員會ニ劣レリ最高國民經濟會議ハ各部ニ分レ經濟ニ關ス

外務省

(已號用紙)

ル政務ノ多クハ同會議ヲ經由ス

國民委員會會議 (GON) ハ内閣ニシテ「レエーニン」ヲ以テ長即チ總理トシルイコフ、チユリツバ、カーメネフ、三人ヲ以テ次長即チ副總理トシ委員即チ閣員ハ各國民委員長及次長(各省大臣及次官)ヨリ成レリ

國民委員會 (GON) 即チ省ノ數ハ現在十五ニシテ此内陸海軍省ノミヲ委員會ト稱セスシテ共和國革命軍事會議ト稱ス以上各國民委員即チ各省大臣中比較的勢力ヲ有スル者ハ共和國革命軍事會議々長(陸海軍大臣)「トロツキー」、内務委員兼交通委員(内務兼交通大臣)「デルジンスキー」民族委員(民族大臣)「スターリン」ニシテ殊ニ「デルジンスキー」ハ國家政治廳 (TNA) ヲ主宰スルヲ以テ大ナル威

外務省

カヲ有ス

國家政治廳(ES)ハ舊友革命防止委員會( )ノ別稱ニシテ全國ニ亘リ大ナル武装的警察力ヲ有ス反革命防止委員會ハ勞農政府カ自己ノ命脈ヲ維持スルニ必要ナル機關ニシテ同委員會ノ活動ニ對シテハ世界各國ノ批難アリタルヲ以テ勞農政府ハ主トシテ對外政策上之カ批難ヲ憚リ一九二二年二月六日附法律ヲ以テ同委員會ヲ廢シ是ト同時ニ前記ノ國家政治廳( )ヲ新設スルニ至レリ然モ同廳ノ組織及權能ハ反革命防止委員會ト同一ニシテ何等異ル所無キヲ以テ同廳ハ依然世間ニ於テハ反革命軍事委員會ト稱セラレツ、アリ同廳ハ地方ニ支部ヲ有スル外全國各地ニ探偵員ヲ放チ加フルニ外國各地到ル所ニ多數ノ吏員ヲ派シテ當ニ在外露國避難民ノ舉動ヲ探偵セシムルノ

(E號用紙)

外務省

(E號用紙)

ミナラス在外勤務員外國出張勞農政府官吏ノ舉動ヲ探偵セシメ現ニ伯林ニ於テモ斯ル吏員ハ夥シキ數ニ屬ス

外務省

門	1
類	6
項	3
號	

第一三四二號

二二・六・一三

若原孝平

航空協友會  
16

露西亞航空協友會ノ目的及事業計畫 大正三年六月廿貳日記録係接受

人民委員會内務部ノ認可ヲ經テ最近莫斯科ヨリ蒲田ニ送達セラレタル  
航空協友會ノ定款中其設立目的及事業計畫ハ其儘決定ヲ見タリ

航空協友會ノ主要目的ハ最初ノプロレタリアト共和國タル勞農階級  
ノ使命ニ應ジ得ヘキ有力ナル軍用及民間航空隊ノ設立援助ヲ供與ス  
ルニアリ 此目的ニ準據シ航空協友會ハ其事業方針トシテ全ソソヴエ  
露ニ於ケル赤軍航空隊ノ發展及民間航空隊ノ増設ニ對シ有ユル援助  
ヲ供與ス 右協友會ハ左ノ如キ諸權利ヲ享有ス

一 協友會ニ自用飛行機ヲ設備スルコト  
二 飛行航空事業發達ニ關スル講習、學校、宣傳博覽會及集會ノ設立開  
催ヲ為スコト

三 航空家ト直接關係ヲ有スル學術補助機關及其他各種機關設立  
助カヌコト

四 凡ソ空中飛行學ニ關係ヲ有スル學術ノ研究ニ對シ補助ヲ與フルコト  
五 飛行航空ノ意義、其應用等ニ對スル一般普及方法ヲ講スルコト

六、航空協友會會員及其他ノ爲ニ飛行機及飛行船ニ依ル旅行飛行ヲ  
コト

七、勞農露國ニ於ケル航空協友會ノ各分會間ニ於テ競技會ヲ開催スル事  
及露國ニ於ケル空中飛行事業發展ニ資スル研究ヲ目的トシ設立セラレ

タル學術的體育會ヲ共締結シヨリ航空協友會ニ合併セシム  
九、航空飛行ノ各分科ノ精密研究ヲ委員會ヲ設置スルコト

十、航空飛行ニ關スル書籍雜誌ヲ出版スルコト  
十一、勞農露國ニ於ケル航空飛行ノ發展ニ援助供與ノ形式ニ於テ其地在  
ノ露國タルト外國タルトヲ同ハス一般飛行ニ關スル學術技藝及體育  
機關ト連繫交渉ヲ保持スルコト

十二、空露國ノレコトヲ作製スルコト  
十三、航空事業ニ關スル勞働支部除ノ發展及ヒ之ニ對スル支拂方法ヲ講ス  
ルコト

十四、助産ヲ取得シ又ハ之ヲ棄却スルコト  
十五、不動産ヲ租借スルコト

十六、各種契約及取極ヲ締結スルコト  
十七、一般的自己所有財産ヲ管理スルコト  
十八、航空協友會事業ヲ空露露國ニ及ホスコト

以上